

加茂市「週休2日取得モデル工事」（令和6年4月試行）実施要領【営繕工事】

1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当）^{※1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 週休2日（4週8休相当）とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3 試行対象工事

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う当初設計金額が1,000万円以上の営繕工事に適用する。ただし、発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は除外する。また、以下のいずれかに該当する工事は原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場作業が概ね4週未満の工事

4 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

【工事現場】

- (1) 対象工事現場において、完全週休2日^{※2}を確保することとする。ただし警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

(2) 地元調整等の理由により、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週6休相当以上）を確保するものとする。

※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

【技術者】

(3) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日（4週8休相当以上）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

5 試行の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、「週休2日取得モデル工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。

(2) 発注者は、設計書に別紙『「週休2日取得モデル工事」特記仕様書【営繕工事】』を添付する。

【契約後から竣工まで】

(3) 受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(4) 発注者は、4（3）の協議により週休2日取得モデル工事を実施する場合、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受発注者協議のうえ決定し、必要に応じて工期変更を行う。ただし、繰越が予想される工事^{※3}においては、議会承認後、工期変更を行う際に、上記による必要な日数を付与する。

※3 週休2日取得モデル工事の実施は繰越理由にならないので留意すること。

(5) 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場の週休2日の取得が確認できる工程表^{※4}（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、工事現場においては4週8休相当以上の計画を基本とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とし、技術者においては、4週8休相当以上の計画とする。

※4 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう留意すること。

(6) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

(7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(8) 発注者は必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

(9) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、発注者へ速やかに提出する。

(10) 発注者は、工事現場の週休2日の確保状況を以下により確認する。

工事現場の確認方法

現場閉所実施日数（b） ≥ 実施対象期間（a）^{※5}から算出される現場閉所日数
（＝実施対象期間（a）×6～8／28）

※5 実施対象期間（a）とは、現場着手日^{※6}から現場完了日^{※7}のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※8}を除いた期間をいう。

※6 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

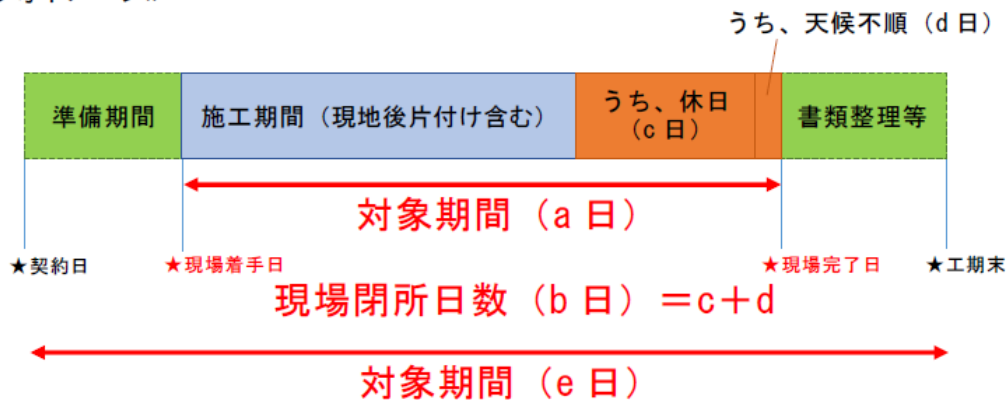
※7 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※8 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

《イメージ》

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

【設計変更】

(11) 発注者は、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。（市場単価等の補正率は、令和2年6月23日付け国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。（別添1））

- ① 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）
 1. 0.5
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満）
 1. 0.3
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満）
 1. 0.1

【竣工検査】

- (12) 受注者は、上記5（9）で発注者に提出済みの「工事現場の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）」を竣工書類に添付する。

(別紙)

加茂市「週休2日取得モデル工事」(令和6年4月試行)【営繕工事】特記仕様書

本工事は、加茂市「週休2日取得モデル工事」(令和6年4月試行)の対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「週休2日取得モデル工事」(令和6年4月試行)希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

協議により試行する場合は、『加茂市「週休2日取得モデル工事」(令和6年4月試行)実施要領』【営繕工事】に基づき行う。

試行実施要領は、加茂市ホームページから入手できる。